

## 5-2 施策体系と施策展開の方針

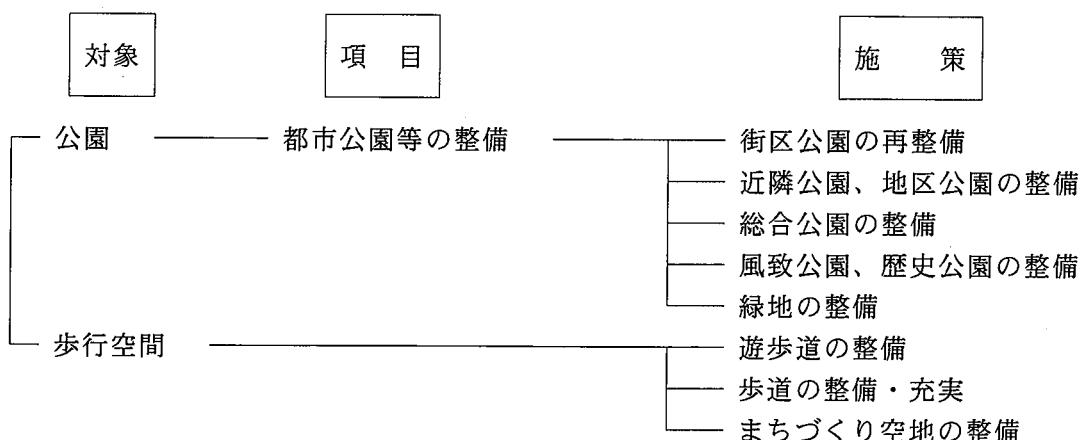
### 1) 計画推進のための施策の体系

前項の基本的考え方に基づき、中長期にわたる展開を含めた緑の保全・整備・創造・啓発の施策の体系を次のように定めるとともに、新たな施策についても検討する。

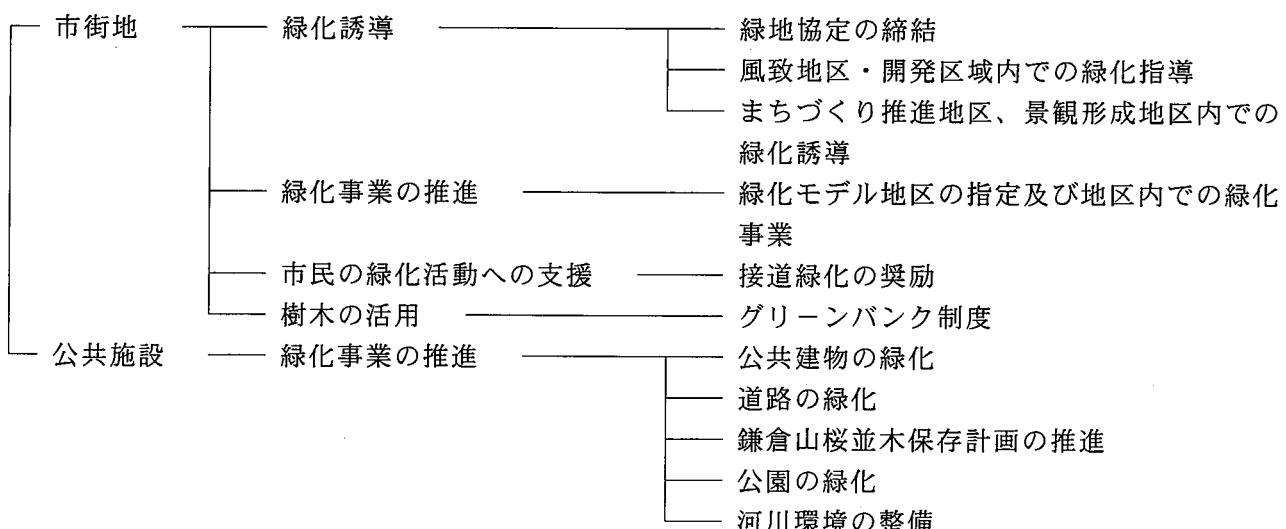
#### ① 緑の保全に係る施策

対象	項目	施 策
樹林地等	法制度等の指定	歴史的風土保存区域、特別保存地区の指定 近郊緑地保全区域、特別保全地区の指定 風致地区の指定 緑地保全地区の指定 保安林の指定 自然環境保全地域の指定 文化財の指定 保存樹林の指定
	都市公園としての保全・活用	都市公園・緑地の整備
	土地の買入れ	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区及び緑地保全地区での申請に基づく土地の買入れ 緑地保全基金による土地の買入れ 緑地管理機構による土地の買入れ
	法制度・条例等による保全 誘導・活用	市民緑地契約の締結 緑地保全契約の締結 緑地使用契約の締結 施策検討地区としての位置づけによる保全
	市民運動による緑の保全 樹林の維持管理への支援	トラスト運動との連携 植林の補助 樹林管理事業の推進
	緑地保全財源の充実	緑地保全基金の充実
	世界遺産一覧表への登載	世界遺産一覧表への登載
海浜	法制度の指定	風致地区の指定 文化財の指定
	施設緑地の整備	都市公園の整備
農地	法制度等の指定	農用地区域の指定 生産緑地地区の指定 農業緑地の指定
	農地の活用	市民農園の整備

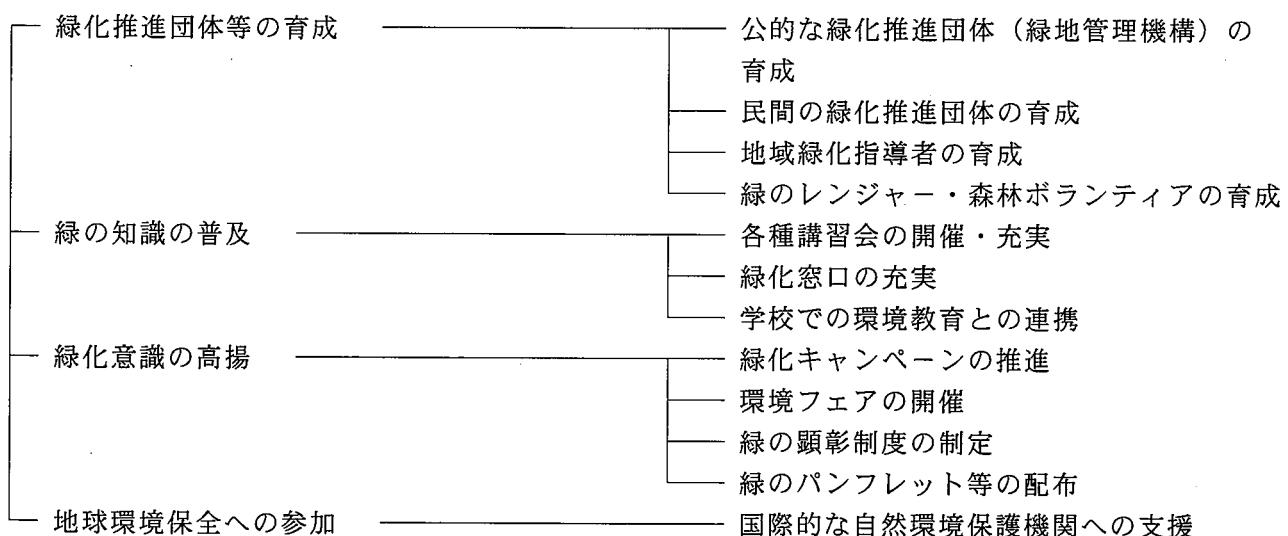
②緑の整備に係る施策



③緑の創造に係る施策



④緑の啓発に係る施策



## 2) 施策の内容

### (1) 緑の保全に係る施策

対象地	施 策	内 容
樹林地等	歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区の指定	歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区的指定拡大を要請し、国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承する。
	近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区の指定	近郊緑地保全区域の指定拡大と近郊緑地特別保全地区の指定を要請し、鎌倉市の良好な都市環境の形成に重要な役割を果たすとともに、首都圏の緑地系統を構成する丘陵の緑地を広域的な観点から保全する。
	風致地区の指定	風致地区の指定拡大に努力し、風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵の自然的景観を一体的に維持する。
	緑地保全地区の指定	市街化区域内に位置する緑地のうち、環境保全や景観形成又は防災上特に重要性の高い良好な樹林地に対して緑地保全地区を指定し、保全する。 なお、このうちの10haを超える規模を有する緑地に対しては、県による緑地保全地区の指定を要請する。
	保安林の指定	保安林の指定拡大を要請し、都市の自然的環境の基盤をなし、土砂の流出防備や風致の保持に重要な役割を果たしている丘陵の樹林地を保全する。
	自然環境保全地域の指定	自然的環境保全地域の指定の継続を図り、大船地域に残る丘陵の良好な自然的環境を保全する。
	文化財の指定	史跡、名勝、天然記念物等の文化財の指定の継続を図り、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史的遺産を保護して次代に継承する。

対象地	施 策	内 容
樹林地	保存樹林の指定	市条例に基づく保存樹林の指定拡大を図り、鎌倉の風致の維持に機能する美観的に優れた樹林、樹木、生垣を保全する。 保存樹林等の指定を受けたものに対しては、奨励金を交付する。
	都市公園・緑地の整備	景勝地、谷戸の緑地、市街地に面する斜面緑地、歴史的文化遺産等を都市公園・緑地として整備することによって、これらの良好な自然的環境や優れた歴史的環境を保全する。
	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区及び緑地保全地区指定地での申請に基づく土地の買入れ	歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区及び緑地保全地区指定地内は、申請に基づき土地の買入れを要請し、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化を図る。
	緑地保全基金による土地の買入れ	市指定の緑地保全地区や市条例等に基づく緑地保全契約、緑地使用契約の対象地に対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行い、良好な樹林地の公有地化を図る。
	緑地管理機構による土地の買入れ	将来的に、公的な緑化推進団体である緑地管理機構の育成を図り、市指定の緑地保全地区指定地や市民緑地締結地内の土地の買入れや管理を行って、良好な樹林地を確保する。
	市民緑地契約の締結	市街化区域内やその周囲に分布する緑地のうち、散策や自然観察等に適した要件をもつ緑地に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに身近な自然とのふれあいの場を確保する。
	緑地保全契約の締結	秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持に大きな役割を果たす市街化区域内やその周辺地域の樹林地に対して、土地所有者の協力を得て緑地保全契約を締結し、保全する。

対象地	施 策	内 容
樹林地	樹林地保全契約の締結 樹林地買入れによる保全 樹林地の整備 樹林地の活用 樹林地の開拓	<p>契約締結地に対しては、保全のための奨励金を交付するほか、必要に応じて緑地保全基金の財源の範囲内において土地の買入れを行う。</p> <p>緑地保全契約の樹林地については、将来的には、必要に応じて緑地保全地区や市民緑地等としての保全を図ることとし、指定に至るまでの期間は市の条例等に基づく緑地保全契約によって保全を図るものとする。</p> <p>なお、緑地保全契約には、個人が所有する樹林の保全を目的とする「コミュニティの森」と、事業者が所有する樹林の保全を目的とする「C・I（コーポレート・アイデンティティ）の森」の2つの種類がある。</p>
	緑地使用契約の締結	<p>市街化区域及びその周辺地域に分布する樹林地の一部を、土地所有者の協力と周辺住民の支援により、市民の身近な自然とのふれあいの場として整備し、開放する。</p> <p>緑地使用契約を締結した樹林地に対しては使用料を支払うほか、必要に応じ、緑地保全基金の財源の範囲内において土地の買入れを行う。</p> <p>また、その管理は周辺住民が管理団体を結成して自主的に行うこととし、その管理団体に対し助成金を交付する。</p> <p>緑地使用契約の樹林地については、将来的には必要に応じて法制度である市民緑地としての保全を図ることとし、指定に至るまでの期間は市の条例等に基づく緑地使用契約によって保全・活用を図るものとする。</p>
	施策検討地区としての位置づけによる保全	市街化区域内の三大緑地の一つである広町の緑地を、施策検討地区として位置づけ、施策適用の方針を当面検討する。
	トラスト運動との連携	かながわトラストみどり財団や（財）鎌倉風致保存会等との連携による緑地の保全を進める。

対象地	施 策	内 容
樹林地	植林の補助	丘陵に広がる樹林地の自然環境の保全、回復を図るため、100～10,000m <sup>2</sup> までの土地に植林を行う市民に対し、苗木、地ごしらえ、植栽等に要する標準経費の10分の8を補助する。
	樹林管理事業の推進	歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、自然環境保全地域の樹林地を良好に保全するため、市が予算の範囲内で計画的に樹林地の管理を行い、土地所有者の管理の軽減化を図る。
	緑地保全基金の充実	緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るために、その財源となる緑地保全基金を充実する。 この基金を活用し、市指定の緑地保全地区や緑地保全契約、緑地使用契約締結地における緑地の買入れを行う。
	世界遺産一覧表への登載	わが国を代表する古都鎌倉の歴史的風土を次代に継承するため、世界遺産一覧表への登載を国に要請する。
海浜	風致地区の指定	風致地区的指定継続を図り、材木座海岸から腰越海岸に至る約7kmの海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける優れた景観資源として一体的に保全する。
	文化財の指定	和賀江島、稻村ヶ崎等に対する文化財指定(史跡)の継続を図り、その優れた文化遺産を保全する
	都市公園の整備	鎌倉海浜公園の早期整備を行って海浜レクリエーション機能を確保するとともに、良好な自然的景観や海浜の自然的環境の保全につながる公園づくりを行う。
農地	農用地区域の指定	都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全する。
	生産緑地地区の指定	都市における農地の適正な保全を図るとともに、都市農業の育成と良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地地区を指定する。

対象地	施 策	内 容
農地		生産緑地地区の農地については、将来的にはその一部を都市公園や市民農園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用する。
	農業緑地の指定	緑と調和した市街地の形成と、都市農業生産者の育成を図るため、農業緑地の指定を継続し、優良な市街化区域内農地を保全する。
	市民農園の整備	土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めてもらうため、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部（農用地や農業緑地を除く）を市民農園として整備し、開放する。 市民農園の管理は、利用者等が運営委員会を組織し、自主的に行うこととする。

## (2) 緑の整備に係る施策

対象地	施 策	内 容
公園	街区公園の再整備	市街化区域内に配置されている既設街区公園を、地域住民の幅広い利用に対応できる公園として再整備する。
	近隣公園、地区公園の整備	国の都市公園等五箇年計画や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って街区公園、近隣公園、地区公園の整備を推進する。
	総合公園の整備	鎌倉市民のレクリエーション活動や自然環境の保全の拠点となる総合公園の早期整備を目指す。 ・例（環境ふれあい公園）
	風致公園、歴史公園の整備	市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産等の自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備する。

対象地	施 策	内 容
	緑地の整備	身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存開発緑地を緑地として整備し、確保するとともに、新たな開発区域における斜面緑地の一部を緑地として整備する。
歩行空間	遊歩道の整備	楽しく歩ける鎌倉のまちづくりに向けて、既設のハイキングコースに加え、丘陵地の山道や河川等を利用した新たな遊歩道を整備する。
	歩道の整備・充実	街路樹の植栽が可能な都市計画道路については、快適性の高い緑をもつ歩道を設置し、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能をもたせる。
	まちづくり空地（良好な市街地環境又は歩行者空間の拡充に供する空地をいう。）の整備	鎌倉市開発事業指導要綱に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導する。

### (3) 緑の創造に係る施策

対象地	施 策	内 容
市街地	緑地協定の締結	風格ある都市景観を特色づける谷戸部等の豊かな住宅地の緑を保全するとともに、スプロール市街地等での緑の創造を図るため、緑地協定の締結の促進を図り、地域住民主体による緑化を推進する。
	風致地区、開発区域内での緑化指導	緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区や宅地開発指導要綱に基づく開発区域内での緑化指導を推進する。
	緑化モデル地区の指定及び地区内の緑化事業	緑豊かなまちづくりの実現に向けて、地域住民と行政が一体となって、各種の緑化事業を重点的に実施する緑化モデル地区制度を制定する。 緑化モデル地区の規模は10ha程度とし、概ね10年間の継続事業とする。 モデル地区内では、緑地協定等により民有地の緑化を進めるとともに、公共建物、道路等の公共施設の緑化についても積極的に推進する。

対象地	施 策	内 容
市街地	まちづくり推進地区及び景観形成地区内の緑化誘導	潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」内や、鎌倉市都市景観条例に基づく「景観形成地区」内での緑化を誘導する。
	接道緑化の奨励	緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業が住宅、店舗、商業ビル、事業所等の接道部を緑化する場合、その経費の一部を補助する。 市民の緑化活動に対する助成については、これまで生垣の設置を対象に行ってきたが、接道部への高木植栽等についても助成の対象とする。 緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行う。
	グリーンバンク制度	不要になった樹木を受け入れ、必要とする家庭等へ配布するグリーンバンク事業を推進する。
公共施設	公共建物の緑化	市街地における緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地に対する緑化を推進する。 緑化に当たっては、公共施設の緑化基準に沿って緑化することとし、施設の機能や特性に応じた緑化を推進する。
	道路の緑化	公園、河川と結ぶ市街化区域内での緑のネットワークの形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を推進する。
	鎌倉山桜並木保存計画の推進	広く市民に親しまれている鎌倉山の桜並木を、地域住民と一体となって保存する。
	公園の緑化	緑豊かな生活空間の形成を図るため、既設の都市公園等に対する緑化を推進し、市街地内での緑の拠点づくりを目指す。 この場合、当面は街区公園を中心とする緑化面積率30%未満の公園について緑化することとし、他の公園等についても漸次緑化を推進する。
	河川環境の整備	快適性の高い都市環境の形成を図るため、市域を流れる河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備する。 河川環境の整備に当たっては、今後の河川整備の方針を定めた鎌倉市雨水排水整備基本計画に基づき事業を推進する。

(4) 緑の啓発に係る施策

項目	施 策	内 容
緑化推進団体等の育成	公的な緑化推進団体（緑地管理機構）の育成	（財）公園協会、（財）鎌倉風致保存会等の機構の拡充を図り、公的な緑化推進団体を育成する。
	民間の緑化推進団体の育成	緑の啓発運動の一環として、樹林地や身近な公園、街路樹等を地域住民が自主的に維持・管理するためのかまくらの森愛護会、公園愛護会、街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成する。 また、市街地緑化のモデルとなる地区環境を、地域住民が主体となって創造するための住民団体を育成する。
	地域緑化指導者の育成	緑の学校の受講終了者を対象に緑化講習会を実施し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成する。
	緑のレンジャー・森林ボランティアの育成	緑の啓発活動の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー・森林ボランティアを育成する。
緑の知識の普及	各種講習会の開催・充実	緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」を始めとして、生垣講習会、樹木の剪定講習会、緑化モデル地区講習会などの開催・充実に努める。
	緑化窓口の充実	都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応できるよう緑化窓口の充実に努める。
	学校での環境教育との連携	郷土の自然に対する知識を高めるため、学校教育の場において子供達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会等を実施する。

項目	施 策	内 容
緑化意識の高揚	緑化キャンペーンの実施	緑化意識の高揚の一環として、市の木・市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定、みどりとふれあう古都の道の指定、緑化ポスターや緑化標語コンクール等を実施する。
	環境フェアの開催	緑を含む環境意識の高揚に向けた、イベント活動として、「鎌倉市環境フェア」を開催する。
	緑の顕彰制度の制定	緑化に対する普及啓発の一環として、鎌倉の緑化に功績のあった個人や、団体を表彰するための、緑の顕彰制度を制定する。 〔 ・地域の緑化活動や緑の保全に功績のあった個人、民間団体、学校等 ・緑化を積極的に推進している事業所等 〕
	緑のパンフレット等の配布	緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレット等を作成し、配布する。
	国際的な自然環境保護機関への支援	市民が地球環境の保全に直接的に係わるよう、国際的な自然環境保護機関である I T T O (国際熱帯木材機関)、W W F (世界自然保護基金)、J A T A N (熱帯林行動ネットワーク) 等への支援に参加できるしくみを整える。

### 3) 施策展開の方針

前項に示した緑の基本計画の推進に係る各種施策については、次の方針に沿って施策の展開を図るものとする。また、実現可能な施策から隨時展開を図るものとする。

#### (1) 緑の保全に係る施策

- ・保全対象となる広域レベル、都市レベル、地域レベルで重要な緑地については、「行政」が主体となって緑地保全に係る法制度を適用し、保全する。  
また、その他の緑地については、協定制度の活用等により、市民が主体となってその保全に努める。
- ・行政が主体となって行うもののうち、特に広域レベルで重要な緑地の保全については、その対応を国・県に要請する。
- ・緑の保全に係る法制度等の指定では、都市計画に基づく制度である地域制緑地を主体とし、これに他の制度を効果的に組み合わせることを基本とする。
- ・広域レベル・都市レベル及び地域レベルで重要な緑地については、緑地保全地区の指定や、歴史的風土特別保存地区及び近郊緑地特別保全地区への格上げを図り、緑地の担保力を高める。
- ・法制度の未指定区域に対しては、土地所有者の協力のもとに、当面は市の制度を展開し、一定の条件が整った段階で法制度（緑地保全地区等）の適用に移行する。

#### (2) 緑の整備に係る施策（都市公園等）

- ・施設系緑地（都市公園等）の整備についてはできる限りワークショップ等の市民参加型の手法を取り入れる。
- ・市街地内での新たな公園整備に向けて、生産緑地地区を積極的に活用する。
- ・自然や歴史文化とのふれあいの場として整備する公園については、当面は緑の保全制度を適用して緑地を確保し、その後実現可能なものから順次公園化に着手する。
- ・歩行空間の整備については、道路整備等との連携により行う。
- ・都市公園等の整備にあたっては、従来の用地取得による公園整備に加え、借地型公園についても導入する。
- ・住区基幹公園の整備にあたっては、地域の安全性に寄与する公園を優先的に整備する。

#### (3) 緑の創造に係る施策

- ・公共施設の緑化は「行政（市）」が、市街地の民有地の緑化は「市民等」が主体となって行う。
- ・公共建物、道路、河川、公園等の緑化については、関連する整備計画との連携を図り、計画的段階的な緑化を推進する。

#### (4) 緑の啓発に係る施策

- ・年間を通じて持続的な活動を展開する。
- ・啓発活動への市民参加を積極的に誘導する。
- ・緑の啓発に係る市民や事業者の活動に対する支援を行う。